

# 令和7年度当初予算編成方針

## I 予算編成基本方針

### 1 現状について

昨今の景気の状態は、内閣府がまとめた本年9月の月例経済報告において、「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。」とし、先行きについては、「雇用・所得環境が改善する下で緩やかな回復が続くことが期待される」としながらも、「海外景気の下振れリスクや国内の物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」としています。また、本年9月に公表された新潟県の経済動向によれば、県内経済の概況は、「原材料価格等の上昇による影響などがみられるものの、緩やかに持ち直している。」としています。

国政においては、令和6年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024」（以下「骨太方針2024」という。）において、デフレから完全に脱却し、成長型の経済を実現させる千載一遇の歴史的チャンスを迎えているとし、賃上げを起点とした所得と生産性の向上や、グリーン、デジタル、科学技術・イノベーション等の分野において官民が連携して投資を行うことで、社会課題の解決と持続的な経済成長を実現し、「日本経済を成長型の新たな経済ステージ」へと移行させていくとしています。

また、中長期的な取組として、国は「人口減少が本格化する2030年度までが、経済構造の変革を起こすラストチャンス」としており、D Xや新技術の徹底した社会実装等による生産性の向上や、若者が安心して結婚・出産・子育てに取り組めるよう若年世代の所得向上を図り、また、構造的な賃上げを社会に広げ定着させること、あるいは、健康意識の向上を図り、健康で生涯活躍できる社会を実現する取組等を通じて、少子高齢化・人口減少を克服し、国民が豊かさや幸せを実感できる持続可能な経済社会の実現を目指しています。

中長期的な経済・財政の枠組みとしては、「経済あつての財政」との考えの下、歳出構造を平時に戻すとともに、生産性向上などにより潜在成長率を高め、成長と分配の好循環を拡大させるとしています。

予算編成においては、これまでの歳出改革努力を継続した上で、経済再生と財政健全化を両立させ、2025年度の国・地方を合わせたプライマリー・バランスの黒字化を目指しています。また、地方行財政基盤の強化を目指し、活力ある持続可能な地域社会を実現するため、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、実質的に前年度同水準を確保するとしています。

こうした国政の動向に対し、変化に取り残されることのないよう適宜適切に対応していくことが求められています。

当市の現状は、令和5年度決算において、疲弊した地域経済に活力を与える経済対策や、低所得世帯向けの生活支援等への財政出動を行った一方、本年1月1日に発生した能登半島地震に起因する特別交付税の全国的な配分調整等により、歳入決算額が大きく減額となり、単年度収支及び実質単年度収支は2年連続での赤字となりました。いずれの収支も、平成17年度の市町村合併後、最大の赤字幅です。

令和7年度の収支見通しについて、歳入においては、国が地方財政の歳出構造について「(コロナ禍以前の) 平時に戻す」としていることから、地方交付税や臨時財政対策債といった一般財源については、大幅な増額が見込めない状況です。一方、歳出においては、電気・ガス料金や燃油価格などが高止まりしている中、老朽化が進む公共施設に対する大規模改修費用の増加や、人件費及び労務単価の更なる上昇などが見込まれています。加えて、令和5年度決算における単年度収支等の大幅な赤字により、財政調整基金残高が大きく減少していることから、大変厳しい財政運営が求められると予測されます。このような状況にあっても、大雪や豪雨災害等、頻発化・激甚化する災害などの危機に際し必要な財政支出を躊躇なく行うためには、国からの臨時的な財源に頼ることなく、持続可能な財政構造を確保することが急務です。

令和7年度予算は、現下の厳しい財政状況を十分認識し、当市の財政構造についてゼロベースで見直しを行い、健全財政の維持に努める必要があります。一方で、「新発田市まちづくり総合計画」(以下「総合計画」という。)に掲げる将来都市像である「住みよいまち日本一 健康田園文化都市・しばた」の実現に向け、重要な施策の選択枝を確保し、こども・子育て施策の充実や健康寿命の延伸、ゼロカーボンシティの実現といった、当市独自の「未来への投資」を継続していかなければなりません。人口減少や少子高齢化が進行する中、事業の「選択と集中」を引き続き徹底し、限りある予算を効率的・効果的に配分することで、「健全財政の堅持」と「未来への投資」を両立させることが求められます。

## 2 予算編成の基本的な考え方について

### (1) 要求の範囲

継続的、計画的に実施する事務事業に新規事業を加えた予算額を把握するため、この通知による要求額の範囲は、通年予算を基本とした現行の制度や計画に基づく全ての経費を対象とします。年間所要額を適切に見積もることとし、国・県の制度改正若しくは補助内示に伴うもの、又は、緊急かつ重要な事業の発生に伴う経費以外の予算の補正は、原則、認めないものとします。

予算要求に当たっては、必要最小限の要求額に絞り込み、過大な見積りを行うことのないよう留意してください。特に、明細等の内容が不明瞭な要求は認められませんので、十分な根拠をもって積算してください。

## (2) 要求の区分

予算要求については、「一次要求経費」、「二次要求経費」の区分で実施します。

- ・一次要求経費：「人件費（固定経費）」及び「経常経費（運営経費）」
- ・二次要求経費：「政策経費（事業経費）」及び「特別会計に属する経費」

## (3) 優先度の視点

当市では、総合計画で示す将来都市像「住みよいまち日本一 健康田園文化都市・しばた」を実現するため、5つの基本目標（「生活・環境」、「健康・医療・福祉」、「教育・文化」、「産業」、「市民活動・行政活動」）を掲げるとともに、まちづくりの4つの視点（「健康長寿」、「少子化対策」、「産業振興」、「教育の充実」）を踏まえ、各施策を展開しています。また、令和6年度の総合計画の見直しに合わせ、同計画と一体的に見直しを行った「新発田市デジタル田園都市構想総合戦略」に基づき、「地方創生の実現」、「人口減少対策」、「DXの推進」、「広域連携の推進」といった新たな視点や、ゼロカーボンシティの実現や食の循環によるまちづくり等の「SDGsの推進」についても、戦略的に推進します。

令和7年度当初予算では、上記取組のほか、総合計画の行政評価結果を活用して定める「新発田市取組方針」に基づく取組や市長指示事項等を【優先度の視点】として、2(2)に示す二区分による編成を行い、令和7年1月に実施予定の市長査定を経て確定します。なお、【別枠実施】としている下記の経費については、後述するシーリングの対象外とします。

### 【優先度の視点】

- ・新発田市まちづくり総合計画  
（新発田市デジタル田園都市構想総合戦略）
- ・新発田市取組方針
- ・市長指示事項等

### 【別枠実施】

- ・新発田市過疎地域持続的発展計画に基づいて実施する新規提案・既存事業の拡充経費
- ・新発田市地球温暖化対策実行計画に係る新規提案・既存事業の拡充

## (4) 予算の重点化とゼロシーリングの実施

前述のとおり、令和7年度の収支見通しは大変厳しい状況が見込まれており、各施策を効果的かつ継続的に展開していくには、国からの臨時的な財源に頼ることのない、持続可能な財政構造の確保が急務です。このため、一次要求経費・二次要求経費ともに、前年度裁量経費の一般財源額を要求上限額とし、ゼロシーリングによる予算編成を実施します。

前年度に引き続き、物価高騰等に起因する燃料費、光熱水費の増については別枠とし、一件査定を行います。活用可能な財源には限りがあることから、運営方法の見直しや省力化等により経費の抑制に努めることとし、必要最小限の予算要求を徹底してください。

各課等においては、国が定める重点投資分野に対応した施策の具体化に当たり、各事業の優先順位を厳しく見極め、経費を十分精査し、要求上限額の範囲内での要求を徹底してください。また、最小の経費で最大の効果を上げるために、より業務量や経費を削減できる方法はないか、創意工夫を行ってください。

### 3 一次要求経費の見積り方針について

#### (1) 要求の上限

燃油価格・物価高騰や人件費、労務単価の上昇等の影響が収支を圧迫している状況にあることから、経常経費の要求については、事業内容や運営方法の見直しなど、徹底した無駄の排除に継続して取り組むこととし、前年度当初予算の各課等の一般財源額に対し、ゼロシーリングとします。

前年度同様に、人件費（会計年度任用職員に係る経費を含む。）、法令による負担義務のある扶助費、一部事務組合負担金、特別会計への繰出金等、物価高騰による燃料費・光熱水費における影響額分、予備費のほか、前年度に臨時的な経費が発生し、一時的に増加した経費がある場合は、これを控除した額を対象額とします。

別紙「④予算編成事務要領（5分の1事務要領）」を参照し、資料1-1「令和7年度当初予算要求上限一覧（確認用）」で予算要求上限額を確認してください。これらを踏まえ、資料1-2「令和7年度当初予算要求上限一覧」及び資料2-1「令和7年度当初予算要求一覧（一次要求経費）」を作成し、上限額の範囲内で要求してください。

なお、増加経費が見込まれる場合においても、課長等のマネジメントによって、予算要求上限として示された一般財源額の範囲内で調整を図ってください。ただし、一次と二次要求経費の間の調整を認めることとします。

#### (2) 経常経費の圧縮について

当市では、経常収支比率（経常的経費に充当する経常的収入の比率で、財政の弾力性を示すもの）が上昇しており、「財政の硬直化」が進行しています。

財政の健全性を維持・向上するには、経常経費の圧縮が喫緊の課題であることから、安易に前年度と同様の積算をするのではなく、義務的な経費以外は徹底した見直しを行ってください。

### (3) 通年経費の見積りの徹底について

2 (1) に記載のとおり、通年経費を適切に見積もることを徹底してください。年度途中の予算の補正は、制度改正に伴うもの、計画変更に伴うもの、災害関連に伴うもののみ行いますので、安易に補正予算に頼ることのないよう、十分注意してください。

## 4 二次要求経費の見積り方針について

### (1) 要求の上限

一次要求と同様、政策経費の要求については、前年度当初予算額における各課等の一般財源額に対し、ゼロシーリングとします。ただし、人件費（会計年度任用職員に係る経費を含む。）、法令による負担義務のある扶助費、特別会計への繰出金等、物価高騰による燃料費・光熱水費における影響額分、公債費のほか、前年度に臨時的な経費が発生し、一時的に増加した経費がある場合は、これを控除した額を対象額とします。

3 (1) と同様、別紙④を参照の上、資料1-1で予算要求上限額を確認してください。これらを踏まえ、資料1-2及び資料2-2「令和7年度当初予算要求一覧（二次要求経費）」を作成し、上限額の範囲内で要求してください。

### (2) 政策経費のゼロベースでの見直し（事務事業見直し）

政策経費については、特に2 (3) 及び(4) で記載した「優先度の視点」「予算の重点化」を強く意識し、事務事業の見直しを検討してください。

また、分野横断的な事業（新規提案を含む。）については、各課等で連携し、事業内容の整合を図った上で要求してください。

### (3) 経費分類別の要求基準

- ① 社会保障関連経費（生活保護、自立支援、介護、子育て等）は、制度改正による影響額のほか、対象者数の自然増を加算した範囲内での要求を認めることとします。その際、対象者数や単価について根拠を明確に示してください。

ただし、市単独の上乗せ事業等はこの限りではなく、シーリングの対象経費とします。制度改正の動向、他市の状況を調査し、制度そのものの経緯や継続の合理性を十分に検討した上で、自己負担額や支給基準の見直し又は事業の廃止等についても検討し、所要額を適正に見積もってください。

- ② 新規事業提案について

(ア) 原則、「優先度の視点」「予算の重点化」に基づいた、施策の進捗又は課題解消のために真に必要なかつ計画的な取組に限定します。

- (イ) 財政状況に鑑み、新規事業を提案する場合は、原則、既存事業の廃止、見直しや歳入の確保を図ることなどによる、一般財源負担の縮減を前提とします(大規模施設整備に係る新規事業提案は除く。)
- (ウ) 後年度負担を伴う事業については、必ず後年度負担見込額を明らかにするとともに、類似・先行事例等がある場合は比較分析し、適切な見込みであるかの検証を行ってください。
- (エ) 次の点についても十分留意してください。
  - ・事業実施による効果を客観的な指標等で分析していること。
  - ・事業実施のための財源について十分な検討がなされていること。
  - ・他課等の事業を含め、類似の事業がないか確認していること。

## 5 一次・二次要求経費の共通事項について

### (1) 要求上限額の厳守について

先述のとおり、大変厳しい財政運営を行わなければならない状況にあることを認識し、一般財源要求限度額の範囲内での要求を徹底してください。ただし、個々の事業ごとに要求額の上限を設定するものではありません。それぞれの現場が抱える課題を踏まえ、事業ごとに予算を増減させるなどのメリハリをつけながら、市民の安心・安全、そして未来を拓く成長の原動力につながるのか、といった視点から、十分に議論を尽くしてください。

事業量の増加や、臨時的な経費の発生により一時的に増加する経費がある場合についても、課長等のマネジメントにより、上限額の範囲内での要求を徹底してください。

### (2) 市長指示事項等の徹底について

前年度当初予算編成における市長査定での指示事項や財務課からの示達事項など、実施に条件が付いている事業については、その条件が達成されていることを要求の要件とします。指示等が達成できていない事業については、原則、要求を認めません(令和6年3月26日付け財第1551号「令和6年度当初予算編成における市長査定の結果について」参照)。

### (3) 臨時的経費の節度ある要求と先送りの検討について

単年度の予算編成の中で調整することは適切ではないため、投資的経費や数年に一度の大額経費、2(3)で【別枠実施】とした事業等(以下「臨時的経費」という。)については、上記の要求上限額の対象外とします(詳細は予算編成事務要領1(1)参照)。

ただし、別枠要求となる臨時的経費についても、重要性・緊急性・計画性などの観点から内容を十分に精査し、節度ある予算要求を行ってください。大変厳しい財政運営が見込まれる中、経常経費・臨時的経費といった区分を問わず、際限なく予算措置をすることはできません。予算編成業務の支障となるため、「多額の経費を要するにも関わらず計画性がない（財政計画との整合が図られていない）」、「特定財源の検討が不十分」、「事業の優先度・緊急度などが精査されていない」、「例年の予算額に比べ、要求額が著しく過大である」などと判断される要求に対しては、より厳しい予算調整を行いますので、留意してください。

また、令和7年度当初予算では、例年以上に多額の普通建設事業が見込まれています。事業費を年度間で平準化する観点から、大型事業を令和8年度以降へ先送りすることも積極的に検討してください。

#### (4) 前倒し実施事業の取扱いについて

令和5年度において、令和6年度事業を前倒しして実施した場合は、例外的に、これを令和6年度当初予算額（令和7年度要求上限額）に加算できることとします。

一方、令和6年度において、令和7年度計画事業を前倒しして措置した事業がある場合は、原則、令和7年度においては更なる前倒し要求は認めないこととします。

#### (5) 新規事業提案に係る提案書の提出について

新規事務事業等については、みらい創造課から別途通知される基準等に従って、「提案書」を作成し、提出してください。また、財務課とのヒアリングの際に、写しを1部提出してください。なお、政策判断を伴う事業については、早期にまちづくり戦略会議へ諮ってください。

#### (6) 将来負担の比較検討について

施設の新築・更新・改修や委託契約、物品等の新規購入・更新・切替えに際しては、当該年度の金額だけでなく、後年度に必要となる所要経費と財源を見込み、イニシャルコスト、ランニングコストを含めた5年間における総額により比較検討した上で要求してください。

#### (7) 任意の負担金等の要求について

市に裁量（任意性）のある負担金及び補助金については、実施の必要性や負担金等の額が適正であるか等、その妥当性を常に検証し、廃止を含めて継続の是非を検討してください。また、令和4年10月14日付けみらい第997号「負担金、補助及び交付金の総点検の結果について」で通知のあった総点検の結果についても、適切に予算要求へ反映してください。

## (8) 不用残の削減について

予算の効率的な執行の観点から、不用残が多く生じた事務事業においては、安易に前年度同額の予算要求とせず、聖域を設けることなく真に必要な経費を精査し、適正に必要な額を見積もってください。過去3か年において継続して不用残が多い予算科目については、予算編成過程において検証します。

なお、不用残の検証や、後述する事務事業の見直しにより生み出された削減額については、健康長寿、少子化対策、産業振興及び教育の充実に重点配分を行い、財源の有効活用を図ることとしています。各課等でも検証を徹底し、真に必要な予算額の精査に努めてください。

## 6 事務事業の見直しについて

平成28年度当初予算編成から、予算の重点化等を図るため、事務事業の見直しを強化しているところですが、令和7年度当初予算においても引き続き実施します。既存事業の見直しにより、予算要求限度額を厳守してください。

### (1) 各課等による事業見直し提案について

事務事業の見直しは、次に示す視点と手法により実施します。各課等において、ゼロベースでの抜本的な事務事業の見直しについて積極的に検討し、一般財源ベースでの事業費の削減・圧縮に努めてください。なお、該当事業は一次・二次の要求区分ごとに「事務事業見直しシート」(当初予算要求調書様式第10号)を提出してください。

#### 【事務事業見直しの視点】

- ・ 事業開始時に設定した終期を迎えたもの
- ・ 既に所期の目的を達成したにも関わらず、明確な理由なく継続しているもの
- ・ おおむね3年以上実施してきたが、事業の成果等に疑問があるもの
- ・ 社会情勢の変化等により市民ニーズが低下しているもの
- ・ 類似する事務事業を新たに立ち上げた状況にあっても、既存事務事業の統廃合を行っていないもの
- ・ 所管事業の中で優先度が低いもの

#### 【事務事業見直しの手法（優先順位）】

事務事業の見直しは、次の手法により実施します。

- ① 事務事業の廃止又は統合



- ② 事務事業内の要素（一部）の廃止又は統合
- ③ 事務事業に係る経費の削減
- ④ 事務事業の休止

(2) 懸案事項・市長指示事項及び成果検証事業について

「懸案事項・市長指示事項」及び「成果検証事業」については、令和6年7月9日付けみらい第575号「令和6年度懸案事項・市長指示事項等の対応について」の通知に従って対応してください。

(3) 事業見直しに向けたスケジュールの作成について

市長指示事項等で廃止を含む事業見直しの指示があった場合において、市民周知に一定の期間を要する等の理由により、令和7年度当初からの見直しの実施が困難な場合は、市長査定において最終的な見直しまでのスケジュールを示してください。その際、必要以上の期間を設定せず、最短のものとなるよう留意してください。

## 7 ふるさとしばた応援寄附金及び過疎地域持続的発展特別事業債の活用について

前年度に引き続き、ふるさとしばた応援寄附金の趣旨に合致する事業については、当該年度のふるさと応援寄附金を財源として活用します。充当事業については、各課等からの要求等を勘案し、予算編成過程において選定します。

また、過疎地域持続的発展特別事業債（いわゆる「過疎債（ソフト分）」）についても同様に、限られた財源を有効活用するため、趣旨に合致する事業を予算編成過程において選定し、活用事業及び充当額を財務課にて調整・決定します。なお、他の市債と異なり、過疎債（ソフト分）は国から発行限度額が示されているため、対象事業費が増加しても活用可能額は増加しない点に留意してください。

いずれも、活用事業や充当額については毎年見直しを行っています。確約された財源ではないことから、事業費を過大に見込むことなく、適正な事業規模で要求するよう留意してください。

## 8 歳入の見積り方針について

### (1) 財源の確保

新規事業はもとより、既存事業においても、財源確保の意識を強く持ち、国・県等の各種補助メニューについて積極的な情報収集に努め、有利な特定財源の活用により、一般財源の削減に努めてください（資料3「令和6年度 各種事業補助率・出資金・融資制度の概要」参照）。

また、特定財源は適正に見積もり、一般財源を過少に見積もることのないよう留意してください。予算措置後に特定財源が予算を下回った場合は、財源見合いで事業実施することを原則とします。歳出予算が措置されているからといって、財源を無視した予算執行については、これを固く禁じます。どうしても予算執行をしなければならない場合は、財務課への事前協議を徹底してください。

### (2) 県財政の動向

県では、令和元年10月に「新潟県行財政改革行動計画」を策定し、毎年度ローリングを行いながら、歳出歳入改革等の取組を進めています。特に、令和4年度決算を受け、県が起債許可団体となったことから、県の予算編成においても厳しい状況が続くと見込まれます。今後の県の動向に十分留意し、積極的な財源確保に努めてください。

特に、県単独の補助事業については、直近の交付状況を適正に予算へ反映するとともに、事業の継続・見直しの動向を適切に把握してください。県の事業が廃止又は縮小となる場合には、当市の事業についても原則として廃止・縮小とします。

## 9 予算調整（査定）について

新発田市予算規則第6条の規定に基づき、財務課長が本方針と照らし合わせて、事業内容及び予算要求額等を確認します。また、国の地方財政計画や各種制度の見直し状況等を勘案しつつ、歳入・歳出要求に基づいた一般財源不足額を把握し、「優先度の視点」「予算の重点化」及び「事務事業の見直しの視点」を踏まえ、また、「経費分類別の要求基準」を満たしているか等を精査した上で、各事務事業の調整案を作成して、市長に提出します。最終的な予算案は、令和7年1月に予定する市長査定（別途通知）により決定します。

なお、新規事務事業等に係る「提案書」については、予算要求から市長査定までを通じて、予算編成等の過程における意思決定手段として活用を図ることから、十分に内容を精査した上で作成してください。また、予算要求額の訂正を行った場合は、提案書も合わせて訂正するなど、予算要求額と「提案書」に記載する当該年度事業費を必ず一致させるよう、留意してください。

## 10 その他

予算要求に際し、次に示す取組事項も念頭に置きながら、積算等を行ってください。

### (1) 脱炭素社会実現への取組について

公用車等の更新や購入が必要と判断する際には、まずは公用車の台数削減について十分検討した上で、環境負荷と経費削減とのバランスを考慮しつつ、可能な限り電動車（電気自動車、燃料電池自動車及びプラグインハイブリット自動車）を選択してください。

また、施設の新築・大規模改修の際は、令和3年11月16日付け環第1397号「市有施設における新築・大規模改修の際の省エネルギー化の基準について」に留意してください。

なお、公用車に係る電動車の導入や公用車向けの充電設備の整備、施設のLED化については、脱炭素化推進事業債の活用が可能です。同起債は令和7年度までの時限措置であるため、「ゼロカーボンシティの実現」を推進する観点からも、特殊車両以外の公用車の更新・購入については、原則、電動車を優先します。予算要求に当たり、電動車の活用について積極的に検討してください。

その他の財源については、環境省のホームページに「地域脱炭素の取組に対する関係省庁の主な支援ツール・枠組み」(※)として掲載されていますので、財源確保のため適宜参照してください。

※ ホームページアドレス：<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/supports/>

### (2) グリーン購入の推進について

(1) 同様、環境への影響と経費削減とのバランスを考慮しつつ、可能な限り環境負荷軽減に寄与するグリーン購入適合品（環境物品）を購入してください。

### (3) 木材利用の促進について

「新発田市公共建築物等における木材利用の促進に関する方針」（平成25年5月17日）に定めるとおり、地球温暖化防止や循環型社会構築などに資することを目的として、市有施設等における新潟県産材を利用した木造化・木質化等に率先して取り組んでください。

### (4) 公用車へのドライブレコーダー設置について

運転者の安全意識の向上や事故件数の削減効果、防犯対策の強化の観点から、車両の入替え（購入・リース共）等に合わせて、ドライブレコーダーの設置について検討してください。

(5) 授産品の購入等の推進について

障害者優先調達推進法の規定に従って、公共団体としての責務と経費削減とのバランスに配慮しつつ可能な限りにおいて、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進してください。

(6) R P AやA I会議録システムの活用について

当市では、R P A (Robotic Process Automation) やA I会議録システム等を導入し、デジタル化による業務改善等を推進しています。業務への積極的な活用を図るとともに、システム導入及び更新の検討や人件費の積算に際しては、これらの活用についても比較検討してください。